

諫早市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和3年1月27日

諫早市監査委員	谷	口	啓
諫早市監査委員	森	口	恭子
諫早市監査委員	北	坂	秋男

令和2年度財政援助団体等（出資団体及び公の施設の  
指定管理者）監査結果報告

1 監査の対象

一般財団法人諫早市小長井振興公社（出資団体及び公の施設の指定管理者）  
山茶花高原ピクニックパーク（指定管理施設）  
諫早市建設部緑化公園課（指定管理施設の所管課）

2 監査の期間

令和2年9月28日（月）から10月16日（金）まで

3 実地監査

実施日：令和2年10月14日（水）

4 監査の方法

令和元年度における諫早市が出捐している一般財団法人諫早市小長井振興公社及び当該団体が指定管理を行っている山茶花高原ピクニックパークの出納その他の事務の執行について、当該団体及びその所管課から提出された収支決算書及び事業報告書等の資料、また、提示のあった出納関係帳票及びその他の関係書類に基づいて、帳簿突合その他必要と認める監査手続を実施し、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどの方法により実施した。

また、山茶花高原ピクニックパークの実地監査を行い、その際、必要に応じて関係職員から事情を聴取した。

所管課については、提出された関係書類に基づき、法人及び指定管理業務に関する事務が適正に行われているか監査を行った。

5 監査の着眼点

(1) 出資団体監査関係（小長井振興公社）

- ① 公社の定款、経理規程等諸規程は整備されているか。
- ② 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- ③ 決算書は関係書類に基づき、正確に作成されているか。
- ④ 経営成績及び財政状況は良好か。
- ⑤ 保有財産は適正か。
- ⑥ 資金の運用は適切か。
- ⑦ 経費節減は図られているか。
- ⑧ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。
- ⑨ 領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。

⑩受託業務に関する歳入歳出経理は適正か。

(2) 公の施設の指定管理者監査関係 (小長井振興公社)

- ①指定管理者は、関係法令の定めるところにより、施設を適切に管理しているか。
- ②協定等に基づく指定管理者の義務の履行は適切に行われているか。
- ③協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。
- ④団体の規約によって会計担当者が任命されており、正規の会計担当者が指定管理者の公金の出納事務を行っているか。
- ⑤規約で監事が決められており、内部監査、決算監査が行われているか。
- ⑥利用料金制を採用している場合、利用料金の収納は適正に行われているか。
- ⑦指定管理に係る出納関係帳簿の記帳は適正になされているか。また、領収書等の整備、保存は適切になされているか。
- ⑧他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ⑨事業報告書は適正に作成されているか。また、事業報告書の提出は期限内になされているか。

(3) 出資団体及び公の施設の指定管理者監査関係 (所管課)

- ①株式又は出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。
- ②株券等の保管は良好か。
- ③出資者としての権利行使は適切に行われているか。
- ④出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。
- ⑤指定管理者の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ⑥指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ⑦指定管理者に管理を行わせる施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定期間等について、議会の議決を経ているか。
- ⑧利用料金制を採用している場合、条例に規定されているか。また、利用料は市の承認を得て定めているか。
- ⑨指定管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ⑩管理する施設及び業務の内容は明確になっているか。
- ⑪指定管理者との間の経費の負担区分は明確になっているか。
- ⑫指定管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適切に行われているか。
- ⑬事業報告書の点検は適切に行われているか。

- ⑭指定管理者に対し適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ⑮指定管理者の管理運営について評価・検証は適切に行われているか。
- ⑯事業報告書は適正に作成されているか。また、事業報告書の提出は期限内になされているか。

## 6 監査の結果

令和元年度における一般財団法人諫早市小長井振興公社及び山茶花高原ピクニックパークの出納その他の事務の執行については、おおむね適正に執行されているが、一部において不適切な事務処理が見受けられたのでその状況を記載する。

なお、注意事項については、講評の際などに改善を求めた。

### (1) 公の施設の指定管理者に対するもの

○公の施設の指定管理事務について改善を求めるもの

#### 【指導事項】

指定管理事務において次の事例が見受けられた。

- ① 諫早市緑化公園条例第26条第2項によると、利用料金は、別表第4の第1欄に掲げる公園の当該第2欄に掲げる区分ごとにこれに対応する第3欄の単位に応じて同表の第4欄に定める金額の範囲内において、市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする規定されているが、承認を得ずに回数券等を使用することにより、低額で施設を利用できる取扱いが行われている事例。
- ② 令和元年度山茶花高原ピクニックパークの管理に関する協定書第7条第1項第1号によると、施設において事故が発生したときは、その旨及びその理由を市に報告しなければならないと規定されているが、施設において発生した事故が市に報告されていない事例。

については、条例等に基づく適正な公の施設の管理事務の執行に努められたい。

### (2) 所管課に対するもの

○公の施設の指定管理事務について改善を求めるもの

#### 【指導事項】

諫早市緑化公園条例第26条第2項によると、利用料金は、別表第4

の第1欄に掲げる公園の当該第2欄に掲げる区分ごとにこれに対応する第3欄の単位に応じて同表の第4欄に定める金額の範囲内において、市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする規定されているが、承認を得ずに回数券等を使用することにより、低額で施設を利用できる取扱いが行われている事例が見受けられた。

については、条例に基づき公の施設の指定管理業務が適正に実施されているか確認を行うとともに、適切な指導を行われたい。